配管設備の仕様書	腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置
	圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別
	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置
	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置
	金属製の給水タンク等に講じたさび止めのための措置
	給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置
	ガス栓の金属管等への接合方法
	ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種別
配管設備の構造詳細図	排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置
	飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造
	給水タンク等の構造
	排水槽の構造
	阻集器の位置及び構造
	ガス漏れ警報設備の構造
配管設備の系統図	配管設備の種類、配置及び構造
	配管設備の末端の連結先
	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置
	給水管の止水弁の位置
	排水トラップ、通気管等の位置
排水のための配管設備の容量及び傾斜を算出した際の計算書	排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法

に、「設ける換気扇の構造」を「換気扇を設けた換気設備の外気の流れによつて著しく換気能力が低下しない構造」に改める。

第三条の二第一項中「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならない」を「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな」に改め、同条第二項中「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならない」を「変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな」に改め、同条第三項及び第四項中「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならない」を「変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな」に改める。

別記第十九号様式注意4⑩及び別記第二十六号様式注意4⑪中「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならない」を「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな」に改め、別記第四十二号様式及び別記第四十三号様式中

「

※消防関係同意欄	※決裁欄

」

を

「

※決裁欄

」

に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

○環境省令第四号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）及び自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第十三号）の施行に伴い、並びに自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の規定に基づき、及びこれらの法律を実施するため、自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日　　環境大臣　小沢　鋭仁

自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

（自然公園法施行規則の一部改正）

第一条　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　風景地保護協定及び公園管理団体（第十五条の四―第十五条の七）」を「第三章　第四章　生態系維持回復事業（第十五条の四―第十五条の九）　風景地保護協定及び公園管理団体（第十五条の十―第十五条の十三）」に、「第四章」を「第五章」に改める。

第一条から第九条までを次のように改める。

（国立公園事業の執行の同意又は認可）

第一条　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）第十条第二項の同意又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

（国立公園事業の執行の同意又は認可の申請）

第二条　法第十条第四項の執行の同意又は認可の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもつて行うものとする。

2　法第十条第四項第六号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　公園施設の構造（自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第一条第七号の施設（以下「運輸施設」という。）にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

二　令第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

三　工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間